

＜感染症の出席停止基準＞

	感染症名	出席停止基準
1	インフルエンザ	解熱した後3日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消滅するまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
4	ウイルス性肝炎	主要症状消退するまで
5	おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	耳下腺の腫れが消失するまで
6	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
7	水ぼうそう(水痘)	全ての発疹がかさぶたになるまで
8	プール熱(咽頭結膜熱)	主要症状消退した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎	治癒するまで
10	急性出血性結膜炎	治癒するまで
11	ヘルパンギーナ(なつかぜ)	医師の診断で登園して差し支えないと認めるまで
12	手足口病	医師の診断で登園して差し支えないと認めるまで
13	りんご病	医師の診断で登園して差し支えないと認めるまで
14	溶連菌感染症	有効治療を始めてから2～3日たってから
15	マイコプラズマ肺炎	主な症状がほとんど消失し、医師の判断で登園して差し支えないと認めるまで
16	突発性発疹	主な症状がほとんど消失し、医師の判断で登園して差し支えないとみとめるまで
17	ヘルペス性歯肉口内炎	主な症状がほとんど消失し、医師の判断で登園して差し支えないとみとめるまで
18	コロナウィルス	発症後5日かつ、軽快後丸1日を経過するまで

《登園届は保育園でお渡し致します》

※保育士が症状等の確認、把握をさせていただいたうえでお渡しとなります。

※その他感染症に関しても、医師の判断で登園停止となります。医師の診断で登園して差し支えないと認めるまでは登園を停止してください。

